

環水大大発第 1306282 号
環水大自発第 1306281 号
平成 25 年 6 月 28 日

各 都道府県 }
政令市 } 大気環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局

大 気 環 境 課 長

自 動 車 環 境 対 策 課 長

大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアルの作成及び一部改訂について（通知）

微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の成分分析の実施については、平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日付環管大第 177 号、環管自第 75 号）」に基づき、「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン（平成 23 年 7 月 29 日環水大大発 110729001 号）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その実施体制について示している。また、「PM2.5 の成分分析に係る測定方法について、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル（平成 24 年 4 月 19 日付環水大大発第 120419002 号、環水大自発第 120419001 号）」（以下「成分測定マニュアル」という。）を作成したところである。

今般、新たに多環芳香族炭化水素測定方法と無機元素の非破壊多元素同時測定法を成分測定マニュアルに追加し、「大気中微小粒子状物質（PM2.5）測定法暫定マニュアル（改訂版）」のうち、これらの測定及び分析手法に係る部分を廃止するとともに、成分測定マニュアルのうち、イオン成分測定方法、無機元素の多元素同時測定法、炭素成分測定法について一部改訂することとしたので通知する。

今後も、都道府県及び政令市においては、ガイドラインに基づき、PM2.5 の成分分析の実施に万全を期されたい。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。